

○尾張旭市専用水道等維持管理指導基準

第1 目的

この基準は、専用水道及び簡易専用水道、小規模貯水槽水道、飲料水供給施設並びに井戸等自己水施設（以下「水道施設」という。）の適正な維持管理について指導することにより、衛生的で安全な飲料水を確保することを目的とする。

第2 指導対象

この基準の指導対象は、次の施設とする。

- 1 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する施設（以下「専用水道」という。）
- 2 法第3条第7項に規定する施設（以下「簡易専用水道」という。）
- 3 法に規定する貯水槽水道であって、第2の2以外の給水施設（以下「小規模貯水槽水道」という。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）の適用を受ける施設の指導は、当該法令に基づき実施するものとし、本基準は適用しない。）
- 4 法の適用を受けない施設であって、一般の需要に応じ飲料水を供給している、給水人口が100人以下の給水施設（以下「飲料水供給施設」という。ただし、共同住宅等自家用水道の集合体と見なされるものは井戸等自己水施設として把握する。）
- 5 法の適用を受けない施設であって、第2の4以外の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。ただし、建築物衛生法、旅館業法（昭和23年法律第138号）、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び医療法（昭和23年法律第205号）等飲料水について規定のある他法令の適用を受ける施設の指導は当該法令に基づき実施するものとし、本基準は適用しない。）

第3 実施方法

1 専用水道

(1) 実態把握

関係機関の協力及び実態調査等により把握に努め、尾張旭市専用水道に関する事務取扱要綱（平成25年4月1日施行）及び尾張旭市簡易専用水道等設置管理要領（平成25年4月1日施行。以下「設置管理要領等」という。）に基づく届出等を指導する。

(2) 指導内容

専用水道等維持管理調査票（様式第1号）を活用し、法及び第7に規定する維持管理等について指導する。

2 簡易専用水道

(1) 実態把握

法第34条の2第2項で国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機

関」という。)等関係機関の協力及び実態調査等により把握に努め、設置管理要領等に基づく届出を指導する。

(2) 指導内容

貯水槽水道維持管理調査票(様式第2号)を活用し、法第34条の2第1項及び第8に規定する維持管理等について指導する。

3 小規模貯水槽水道

(1) 実態把握

関係機関の協力及び実態調査等により把握に努め、設置管理要領等に基づく届出を指導する。

(2) 指導内容

貯水槽水道維持管理調査票(様式第2号)を活用する。

4 飲料水供給施設

(1) 実態把握

関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

(2) 指導内容

専用水道等維持管理調査票(様式第1号)を活用し、第9に規定する維持管理等について指導する。

5 井戸等自己水施設

(1) 実態把握

関係機関の協力及び実態調査等により把握に努める。

(2) 指導内容

井戸等自己水施設維持管理調査票(様式第3号)を活用し、第8に規定する維持管理等について指導する。

第4 登録検査機関の検査

1 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の維持管理について、毎年1回以上定期的に登録検査機関の検査を受け、検査終了後、登録検査機関が簡易専用水道の設置者に対し交付する検査済証を3年以上保存するよう指導する。

また、小規模貯水槽水道の設置者についても、この検査を受けるように勧める。

2 検査の結果、特に衛生上問題があるとして市長に報告するよう検査機関から助言を受けた設置者から、速やかにその旨の報告を受けられるよう周知を行う。

第5 水道施設の改善指導

1 水道施設の維持管理について、改善処置等が必要と判断された場合、又は水質汚染事故が発生若しくは発生するおそれがあると判断された場合は、水道の工事現場、施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入り、施設及び水質等、維持管理に必要な帳簿書類を検査し、改善指導を行う。

2 指導の結果、施設の維持管理の不適及び施設の不備等により、給水される水の水質に重大な影響

を及ぼすおそれ等のある場合には、水道施設・水質改善計画書（様式第4号）を提出するよう文書で指示し、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（様式第5号）を提出させるよう指導する。

第6 水質管理

- 1 水道施設の指導の結果、汚染事故等により、当該施設から給水される飲料水が人の健康を害するおそれがあると判明した場合、又は水道施設の設置者からその旨の通報があった場合は、直ちに当該施設の給水を停止するよう指導する。また、飲料水を使用することが危険であることを関係者に周知させる等、適切な措置を講じるよう指導する。
- 2 専用水道及び飲料水供給施設における水質検査の結果、水質基準又は国土交通省通知等に定められている基準等に適合しない場合並びに簡易専用水道の指導の結果、水質不良が判明した場合には、水道施設・水質改善計画書（様式第4号）を提出するよう指示する。そして、水質が改善されるまで月1回以上、水質不適項目及びその関連項目について継続した水質検査を指導するとともに、改善が完了した時は速やかに水道施設・水質改善完了届（様式第5号）を提出させるよう指導する。なお、井戸等自己水施設に対しても、水質不良が判明した場合、上記に準じて指導する。
- 3 各種有害物質を原因とする地下水汚染により、周辺の飲用井戸施設に対する影響が憂慮される場合は、必要に応じ、周辺の飲用井戸使用者等に対し、適切な措置を講ずるよう指導する。
- 4 その他、法第20条に規定する水質検査及び水質管理に関する必要事項は、「愛知県水道水質検査等実施要領」に規定されるものを準用する。

第7 専用水道の維持管理

適切な水質・施設の維持管理が行われるよう、専用水道の設置者に対し、以下のとおり指導する。

1 取水施設

(1) 衛生管理

- ア 取水施設は、良質の原水を必要量取り入れることができること。
- イ 危険防止や家庭排水の流入、廃棄物の不法投棄等による汚染防止のため、施設及び施設周辺には柵や看板等を整備し、施錠すること。
- ウ 定期的な施設の巡回を行い、水質汚染の早期発見を可能とするために施設周辺の水質変化を観測できるよう、周辺住民への協力依頼等あらゆる方策をとること。
- エ 水源周辺の環境について、毎年1回、廃棄物最終処理場、工場、団地、事業所等の有無及び概要等を調査すること。

(2) 水量管理

常に適正な揚水量であること。また、その量を記録し3年間保存すること。

(3) 原水の水質管理

- ア 毎日、原水において水温、濁度を測定すること。
- イ 原水の水質検査を毎年1回以上行うこと。（全ての水源の原水について、水質が最も悪化し

ていると考えられる時期を含め毎年1回以上の水質基準に掲げる全項目検査を実施し、その記録を5年間保存すること。なお、水質基準に適合しない項目については、毎月1回以上相当期間継続して水質検査を実施すること。)

(4) 汚染防止及び安全対策

ア 井戸には、命綱を備えていること。

イ 導水管路は定期的に巡視し、水の流水状況・漏水・汚染及び用地の不法占有の有無等について確認すること。なお、導水管路周辺の樹木は漏水原因になるので取り除くこと。

ウ 豪雨等により土砂が井戸内へ流入するおそれのある所には、覆蓋等の処置をすること。

(5) 事故等の内容と対策

施設の設置者は、外部より以下の情報を受信した場合、必ず受信内容を記録し、所定の連絡先へ通報するとともに、必要に応じて流域巡回を行い、事故の状況が判明した場合は、給水停止等の応急対策を講じること。

ア 有害物質の検出

地下水汚染のおそれがある時は、直ちに取水を停止し、市長に通報する。その際、原因を判断し必要な措置を講じること。

イ 油類の流下

井戸内にオイルフェンスを設け、吸着板、吸着剤等を投入して除去すること。

ウ 停電

取水施設等の電源が停電した場合は、直ちに自家発電に切り替え、送電開始後は、速やかに取水できるようポンプの状態等を確認しておくこと。

2 導水施設

必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管、その他の設備等を有していること。

3 貯水施設

渇水時にあっても、必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。

4 浄水施設

(1) 原水の質及び量に応じて、水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要な設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。また、ろ過方式にかかわらず、いずれの場合も必ず塩素による消毒を行うこと。

(2) ろ過速度は適正であること。ろ過速度を大きくし過ぎると、ろ過池からのフロックの漏出が早まり、また損失水頭の増加が大きくなるので、高速での運転は避けるべきである。また、ろ過継続中にろ過速度を急激に変化させることは、砂層内の砂粒子間の水流を乱し、浄水効率を低下させる一因となるため避けること。

(3) 少なくとも、1日に1回はろ過池流入水の濁度（色度）や損失水頭を測定し、ろ過池の運転状況の把握及び運転状態の点検をすること。

- (4) ろ過に際しては、そのろ過設備の洗浄は十分行われていること。
- (5) 常に的確な注入ができるよう注入計器の点検、整備をしておくこと。また、1日1回以上は塩素注入後の残留塩素量を実測し、塩素注入が正確に行われていることを確認すること。
- (6) 浄水施設に監視施設がある場合は、その施設は施錠されており、外部から侵入できない構造であること。
- (7) 浄水施設内部の清掃状況が適正に行われていること。
- (8) 専用の塩素剤貯蔵設備を設け、その点検、整備を十分に行うこと。
 - ア 気化した塩素ガスは空気よりも重く毒性が強いため、取扱いには十分注意すること。また、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法令や基準の適用を受けるので十分な注意が必要である。
 - イ 消毒剤は、常に使用量の10日分以上の量を確保していること。
 - ウ 塩素注入が正確に行われているかどうかを検査するとともに、容器内の残存量及び消費量を点検し、塩素注入が中断しないよう適宜補充を行うこと。
 - エ 塩素漏出時、火災発生時、地震時等の処置対策を講じておくこと。
 - オ 消毒施設については予備施設を必ず設置すること。

5 排水処理施設

- (1) 水処理は円滑に行われ、処理水の運用は適正であること。
- (2) 処理水を原水に返送する場合には、その量と質をできるだけ均一にすること。また、公共用水域などへ排水する場合には排水基準に適合しているかどうか、随時監視するとともに水質検査を行うこと。

6 送水・配水施設

- (1) 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管、その他の設備があること。
- (2) 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水設備、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- (3) 漏水防止対策には万全を期すこと。
- (4) 配水設備の容量は適正に保つこと。

7 危機管理対策

専用水道の維持管理に係る上記1から6の各施設について、災害及び事故を含めた異常が発生した場合の連絡先、監視・応急対策等について、危機対策実施要領及び緊急連絡網を整備し、内部関係者に周知徹底すること。

また、危機対策実施要領及び緊急連絡網については、作成後、1部を速やかに市長に提出すること。

8 危機事象の対応

- (1) 断減水発生時の報告

ア 渇水、風水害、地震等の自然災害を原因とする場合

需要者への水道水供給に支障が出ると予想されるときは、断減水発生報告書（渇水・自然災害、様式第6号）を速やかに市長に提出すること。

イ 事故その他の原因による場合

需要者への水道水供給に支障が出ると予想されるときは、断減水発生報告書（事故その他、様式第7号）を速やかに市長に提出すること。

(2) 健康を及ぼす影響（おそれのある）水質事故の報告

水道原水又は水道から供給される飲料水において、水質異常（水系感染症を含む。）が発生した場合は、直ちに水質事故発生状況報告書（様式第8号）を市長に提出すること。

(3) 定期報告

第7の8(1)及び(2)における報告は、事象の発生から完全復旧するまでの間、当日午前10時までに前日時点の状況を市長に報告すること。

9 水質検査計画の報告

専用水道の設置者は、水質検査計画を策定し、前年度末日までに市長に報告すること。

10 水質検査結果及びクリプトスポリジウム等対策の報告
専用水道の設置者は、以下の項目について翌年度5月末日までに市長に報告すること。

(1) 水質検査の検査結果及び水道給水フロー図等

(2) 前年度分の水道原水におけるクリプトスポリジウム等対策状況

なお、(1)においては、専用水道の設置者が独自に作成する水質年報等を提出する場合は、水道給水フロー図等の報告を省略することができる。

様式については愛知県水道水質検査等実施要領を準用する。

第8 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道、井戸等自己水施設の維持管理

簡易専用水道及び小規模貯水槽水道、井戸等自己水施設（以下、「簡易専用水道等」という。）の設置者（2人以上のものが共同して井戸等自己水施設を設置している場合はその代表者）又は当該施設の維持管理に関して権限を与えられている者について、適切な水質・水道施設の維持管理が行われるよう、次の事項について指導する。なお、簡易専用水道等の設置者が自ら管理を行わない場合には、管理を担当する者を明確にしておくこと。

1 施設管理

簡易専用水道等においては、施設内に関係者以外の者又は動物が侵入できないよう柵を設置し、また、有害物、汚水等の混入がないよう施設の保守点検を定期的実施し、欠陥を発見したときは速やかに改善の措置を講ずること。なお、井戸等自己水施設においては、井戸等の水源についても定期的に保守管理すること。

また、地震・凍結・大雨等、水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。

井戸等自己水施設の設置者は、井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。また、小規模貯水槽水道にあつては、簡易専用水道の管理基準に準じて管理すること。

2 水質検査

- (1) 簡易専用水道等においては、遊離残留塩素の測定を末端給水栓で1週間に1回以上実施し、遊離残留塩素濃度を0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L）以上に保持すること。また、水槽を長期間使用しない等により飲料水が滞留したときは、一定時間放水し、遊離残留塩素濃度を0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L）以上に保持すること。

なお、井戸等自己水施設にあつては、次亜塩素酸ナトリウム等の塩素剤の自動注入設備等を用いて消毒を行い、その適正な管理を図ること。

- (2) 簡易専用水道等においては、1日1回給水栓の水の色、濁り、臭い、味等の外観に注意し、これに異常があると認められるときには、「水質基準に関する省令」（平成15年5月30日厚生労働省令第101号、以下「省令」という。）に規定される「水質基準項目」（以下、「水質基準項目」という。）のうち、必要なものについて水質検査を行い、その安全性を確認すること。

また、簡易専用水道を初めて使用するときは、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度に関する水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認することが望ましい。

- (3) 井戸等自己水施設においては、飲料水について水質基準項目のうち一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、pH値、味、臭気、色度及び濁度並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査を1年以内ごとに1回以上行うこと。なお、水質基準項目のうち上記以外の事項に関する水質検査についても1年以内ごとに1回行うことが望ましい。

また、井戸等自己水施設を初めて使用するときは、水質基準項目に掲げるすべての項目の水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認すること。

井戸等自己水施設の設置者等が水質検査を依頼するに当たっては、法第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うこと。

3 水槽の清掃

簡易専用水道等のうち水槽（受水槽、高置水槽等）を有するものにあつては、水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。なお、水槽の掃除については、建築物衛生法第12条の2の規定により知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者に委託することが望ましい。

また、水槽の清掃を行う場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 水槽の清掃を行うに当たっては、給排水設備の状況等を十分把握したうえで作業計画をたて

ること。

- (2) 水槽が消防用設備等と共用されている場合にあつては、消防用設備等の機能が低下するおそれのあるときは、あらかじめ関係消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
- (3) 作業者は、常に健康状態に留意するとともに、事前に糞便検査を受け、異常のないことを確認すること。なお、作業当日下痢などの症状がある者は作業に従事してはならないこと。
- (4) 作業衣及び使用器具は水槽の清掃専用のものであること。また、作業にあたっては、作業衣及び使用器具等の消毒を行うこと。
- (5) 作業中は、水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。
- (6) 水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面等の付着物質等の除去、水槽周辺の清掃、水槽への異物侵入防止措置の点検等を行うこと。
- (7) 受水槽の清掃を行った後、圧力水槽及び高置水槽等の清掃を行うこと。
- (8) 洗浄後の汚水は完全に排水すること。
- (9) 水槽の清掃の終了後、塩素剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。なお、消毒は2回以上繰り返すとともに、消毒後の排水は完全に排除すること。また、消毒完了後は槽内には立ち入らないこと。
- (10) 水槽内の水張り終了後、末端給水栓及び水槽内の水質検査並びに残留塩素の測定を行うこと。この際、水質検査は水の色、臭い、味、色度及び濁度について異常のないことを確認すること。また、遊離残留塩素濃度が0.2mg/L（結合残留塩素濃度の場合は1.5mg/L）以上であることを確認すること。

4 帳簿書類、記録等

- (1) 簡易専用水道等の給排水関係の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図を整理し、永年保存すること。
- (2) 簡易専用水道等の給水施設の保守点検、水槽の清掃、残留塩素の測定及び水質検査の結果を記録し、3年間保存すること。

第9 飲料水供給施設の維持管理

飲料水供給施設における維持管理の基本的な部分は、専用水道の維持管理方法に準じるものとする。

1 施設の整備

取水施設、浄水施設、配水施設等が不完全と思われる施設については、給水に支障をきたさないよう整備すること。

- (1) 消毒設備は、衛生管理上最も重要であり、必ず設置するとともに平常よりその整備点検に努めること。
- (2) 施設内には、関係者以外の立ち入りができないよう柵及び施錠をすること。

2 汚染防止

施設における汚染防止については、配水管の漏水の有無、汚染のおそれのある器具との連結など

に注意し、特に水源における汚染防止については、次のことに留意すること。

- (1) 河川表流水源及び貯水水源では、し尿、下水、農薬及び工場排水などの流入に注意し、これらに対し万全の措置を講ずること。
- (2) 地下水源にあつては、その周辺における地表面の直接汚染源について調査把握するとともに、汚水の地下浸入についても考慮すること。

3 塩素消毒

水道による感染症発生の原因は、そのほとんどが塩素消毒の不備・不徹底であることから、消毒が中断しないよう常に消毒設備を整備し、給水栓における遊離残留塩素濃度を常時0.1mg/L（結合残留塩素濃度の場合は0.4mg/L）以上に保持すること。

4 水質検査

水質検査は、法第20条の規定に準じて、定期及び臨時の水質検査を実施すること。また、給水施設の使用開始前には、法第4条の規定による水質検査を実施し水質基準に適合していることを確認すること。

5 健康診断

施設管理業務の従事者は、法第21条の規定に準じて、定期及び臨時の健康診断を実施すること。

6 消毒剤の貯蔵

専用の塩素剤保管場所を設け、少なくとも使用量の10日分以上の量を確保し、乾燥した冷暗所に貯蔵すること。

7 管理責任者の設置

施設の適正な管理を行うため、管理責任者を設置すること。

8 危機管理対策

- (1) 水質汚染事故が発生したとき又は水質検査の結果、省令に基づく水質基準を超える汚染が判明したときは、速やかに市長に連絡すること。
- (2) 給水する水が人の健康を害するおそれがあると判断したときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を利用することが危険であることを関係者に周知させること。

第10 普及啓発活動

1 飲料水の衛生指導

受水槽、井戸、ウォータークーラー等の飲料水について、市民、業者等から相談があった場合は、その衛生指導に努め、必要に応じ現場検査を行う。また、家庭用浄水器等水道の給水栓に直接取り付ける器具の衛生管理について、必要に応じ設置者又は利用者等に対し、広報等の掲載により知識の普及を図る。更に、井戸水又は湧水等を不特定多数の者に飲用の目的で提供する者に対して、必要に応じ第8に規定するもののうち、井戸等自己水施設に関する事項に準じた指導を行う。

2 啓発活動の実施

水道施設の設置者又は当該施設の維持管理に関して権限が与えられている者に対し、広報、ホー

ムページ等の活用により、当該施設の維持管理及び飲料水の衛生確保に関する知識の啓発を図る。

第11 関係機関との連携

飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況について、関係部局と連携し、把握に努める。このほか、水質及び施設の維持管理上必要な事項について、登録水質検査機関及び関係機関から情報提供を得るために必要な手続きを行う。

第12 その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この基準は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の各要綱等の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙で、現に残存するものは、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号

専用水道等維持管理調査票

年 月 日

施設区分 ア 専用水道
 イ 飲料水供給施設

水道施設名 _____ 調査員所属 _____
 (浄水場名) _____ 調査員氏名 _____
 所在地 _____ 調査員所属 _____
 立会者(水道技術管理者)職氏名 _____ 調査員氏名 _____

認可年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

調査結果	A	B	C	D	E
------	---	---	---	---	---

1 監視に関する項目

番号	項目	内容	結果	備考		
1	一般事項	水圧に関する苦情はあるか。	なし・あり			
2	施設管理	清潔の保持 施設を常に清潔に保持し、水質汚染の早期発見に努めているか。	適・不適			
3		汚染防止 保安柵、施錠等により、関係者以外の侵入汚染防止措置が講じられているか。	適・不適	回/		
4		定期に巡回し、水質変化に対応するため協力依頼等しているか。	適・不適			
5	取水施設	水質監視 魚類飼育による監視を行っているか。	適・不適・非該当			
6		水質計器等により有害物質に対する監視を行っているか。	適・不適・非該当			
7	浄水施設	計装機器 濁度、塩化物イオン濃度指数、水位及び水量の測定のための設備が設けられているか。	適・不適			
8		緩ろ過	沈殿池 沈殿水濁度は適正に管理されているか。	適・不適・非該当	ろ過速度 m/日	
9			ろ過池	ろ過速度は、適正に管理されているか。		適・不適・非該当
10				ろ過砂は、適正に管理されているか。		適・不適・非該当
11		急速ろ過	凝集剤 凝集剤は、適正に注入されているか。	適・不適・非該当	注入率 mg/L	
12			フロック形成池	フロックは、良好に形成されているか。		適・不適・非該当
13				沈殿池		フロックの沈殿は、十分に行われているか。
14		ろ過池	ろ過速度は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当	ろ過速度 m/日	
15			ろ過砂は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当		
16		膜ろ過	凝集剤等により前処理する場合、適正に処理されているか。	適・不適・非該当	凝集剤注入率 mg/L	
17			膜の洗浄は、適正に行われているか。	適・不適・非該当		
18			膜ろ過水濁度等、ろ過水質は適正か。	適・不適・非該当	濁度 度	
19			異常時に浄水施設の運転を速やかに停止することができる設備が設けられているか。	適・不適・非該当		
20		活性炭設備	粉末活性炭 粉末活性炭の接触は、適正に管理されているか。	適・不適・非該当		
21			活性炭	粉末活性炭は、適正に除去されているか。	適・不適・非該当	
22	粒状活性炭の接触は、適正に管理されているか。			適・不適・非該当		
23	粒状活性炭		粒状活性炭に付着した浮遊物質は、適正に除去されているか。	適・不適・非該当		
24			粒状活性炭層内の微生物が浄水に漏出していないか。	適・不適・非該当		
25	オゾン設備	オゾン設備の後に活性炭設備が設けられているか。	適・不適・非該当			
26	薬品設備	施設基準 薬品等注入設備が設けられているか。	適・不適・非該当			
27		消毒設備	消毒の接触は、適正に管理されているか。	適・不適		
28			消毒剤の注入量調節設備が設けられているか。	適・不適		
29		予備設備が設けられているか。	適・不適			
30	排水設備	公共用水域に放流する場合は、中和設備等が設けられているか。	適・不適・非該当			
31		排水を原水として用いている場合は、適正な水質監視・水質検査を行っているか。	適・不適・非該当			
32	送水設備	施設基準 送水管内で負圧が生じないために、サージタンク等の措置が講じられているか。	適・不適・非該当			

番号	項目	内容	結果	備考		
33	配水設備	消毒	給水栓末端で遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上に保持されているか。	mg/L 配水池名称		
34		施設基準	配水施設内の浄水を採水する施設があるか。		適・不適	
35			消火栓の使用時においても、水圧に関する苦情はないか。		なし・あり	
36		配水池	保安柵、施錠及び防虫網等の汚染防止措置を講じているか。		適・不適	
37	水質管理	水質検査計画	水質検査計画を毎事業年度開始前に策定しているか。	方法 年 月実施 水質検査委託先		
38		水質検査結果の報告及び公表	上記計画の公表を行っているか。		適・不適・非該当	
39		原水検査	水質検査結果を翌年度5月末までに報告しているか。		適・不適	
40			原水の全項目検査を年1回以上実施しているか。		適・不適・非該当	
41		定期(臨時)の水質検査	適切な場所で採水しているか。		適・不適	
42			給水栓(供給点)において、毎日、色・濁り・残留塩素濃度等の検査を行っているか。		適・不適	
43			全ての浄水(配水)システムの給水栓において、毎月項目及び必要な項目の検査を行っているか。		適・不適	
44			水質検査		検査頻度及び検査の省略等についての理由は適正か。	適・不適
45					結果が基準不適の場合、適切に対処しているか。	適・不適・非該当
46					(自己検査)水質検査の精度管理を実施しているか。	適・不適・非該当
47			(委託検査)書面による委託契約の内容は適切か。		適・不適・非該当	
48		クリプトスポリジウム対策状況	クリプトスポリジウムによる汚染のおそれはあるか。		なし・あり・非該当	
49			クリプトスポリジウムによる汚染のおそれがあると判断された浄水場では、ろ過池出口の濁度は0.1度以下に保持されているか。		適・不適・非該当	
50		結果保存	結果は5年以上保存されているか。		適・不適	
51	認可	揚水量	最大揚水量に対する揚水量は適切であるか。	人 計画給水量 (1日最大) m³		
52		給水量	計画給水人口、計画給水量は適切か。		適・不適	
53		水源種別	水源種別を変更する必要があるか。		なし・あり	
54		取水地点	取水地点を変更(新たに井戸を掘削)する考えはあるか。		なし・あり	
55		浄水方法	浄水方法を変更する考えはあるか。		なし・あり	
56	その他	危機管理	水質汚染事故等の緊急時における危機管理体制は、マニュアル化されているか。	第三者委託先 一部の範囲		
57		健康診断	水道業務従事者等について健康診断を行い、その記録を1年間保存しているか。		適・不適	
58		水道技術管理者等	組織の位置付けが適正か。		適・不適	
59			変更した場合は、変更届を提出しているか。		適・不適・非該当	
60		断減水状況	自然・人為災害、水質事故等による断減水の発生はあるか。		なし・あり	
61		苦情状況	住民からの苦情等でその対応に苦慮しているものはあるか。		なし・あり	
62		第三者委託	業務の全部又は一部を委託しているか。		なし・一部・全部	
63	委託している場合は、届出しているか。		適・不適・非該当			

2 検査に関する項目

番号	項目	浄水場出口	配水池出口	給水栓	備考
64	pH値				
65	遊離残留塩素濃度(mg/L)				

3 指示事項等

指示事項	改善状況

3 施設の外観検査に関する項目

番号	項目	内 容	結 果		不適等内容
			受水槽	高置水槽	
15	水槽周囲	点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されているか。	適・不適	適・不適	
16		清潔でゴミ、汚物等が置かれていないか。	適・不適	適・不適	
17		周辺にたまり水、ゆう水等がないか。	適・不適	適・不適	
18	水槽本体	亀裂している箇所がないか。	適・不適	適・不適	
19		漏水している箇所がないか。	適・不適	適・不適	
20		槽壁、天井スラブにおける配管貫通部分等が防水密閉構造であるか。	適・不適	適・不適	
21	水槽上部	ふたの直接上部には、他の設備器機等が置かれていないか。	適・不適	適・不適	
22		上床盤の直接上部には、水を汚染するおそれのある設備、器機等が置かれていないか。	適・不適	適・不適	
23	水槽内部	汚泥、赤錆等の沈殿物が異常に存在していないか。	適・不適	適・不適	
24		当該施設以外の配管設備が設置されていないか。	適・不適	適・不適	
25		給水管の流入口と流出口が接近していないか。	適・不適	適・不適	
26		水中及び水面に異常な浮遊物がないか。	適・不適	適・不適	
27		水槽内に異物がないか。	適・不適	適・不適	
28	マンホール	ふたは、防水密閉型のものであるか。	適・不適	適・不適	
29		ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適	
30		施錠されているか。	適・不適	適・不適	
31		マンホール面は、槽上面から10cm以上立ち上がっているか、又はそれに代わる適切な構造であるか。	適・不適	適・不適	
32	オーバーフロー管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適	
33		管端部の防虫網が正常であるか。	適・不適	適・不適	
34		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないか。	適・不適	適・不適	
35		管端部と排水管の流入口等との間隔は、オーバーフロー管の管径の2倍以上であるか。	適・不適	適・不適	
36	通 気 管	管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない構造であるか。	適・不適	適・不適	
37		管端部の防虫網が正常であるか。	適・不適	適・不適	
38		給水管の流出口管径の1/2以上の管径に相当する有効断面積があるか。	適・不適	適・不適	
39	水 抜 管	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されていないか。	適・不適	適・不適	
40		管端部と排水管の流入口等との間隔は、水抜管の管径の2倍以上であるか。	適・不適	適・不適	
41	給 水 管	水道水以外の水源に接続する管が存在していないか。	適・不適	適・不適	
42		当該施設以外の配管と直接連結されていないか。	適・不適	適・不適	
43		給水管の流入口には吐水口空間が確保されているか。	適・不適	適・不適	
44		水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していないか。	適・不適	適・不適	

4 水質検査に関する項目(給水栓水)

45 色	46 濁り	47 臭い	48 味	49 遊離残留塩素濃度	
異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	mg/L	

5 指示事項等

指 示 事 項	改 善 状 況

様式第3号

井戸等自己水施設維持管理調査票

年 月 日

施設名称 _____

立会者氏名 _____

調査員所属 _____

調査員氏名 _____

施設の所在地	〒 _____										
所有者等氏名	_____ 連絡先() _____										
給水区域	1 内	2 外	区分 ^(注)	1	2	3	4	5	6	7	8
水道の布設	1 有	2 無	井戸等の用途	1 飲用	2 雑用	3 飲用及び雑用					
井戸等の利用 戸数及び人口	戸 人										
井戸等の種別	1 井戸(深さ _____ m: ストレーナー位置 _____ m) 2 ゆう水 3 沢水 4 伏流水 5 その他()										
取水方法	1 ポンプ 2 自然流下 3 手くみ 4 その他()										

(注)区分欄の番号は、1 個人住宅、2 共同住宅(社宅、寮を含む。)、3 学校・保育園、
4 病院、5 店舗、6 工場、7 その他事業所、8 その他 とする。

1 維持管理に関する項目

番号	項目	内 容	結 果	不適等内容
1	保守点検	施設の保守点検を、定期的実施しているか。	適・不適	
2		保守点検の結果、欠陥等を発見した時は速やかに改善の措置を行っているか。 (欠陥内容) _____ (改善措置状況) _____	適・不適・非該当	
3	水質管理	次亜塩素酸ナトリウム等の消毒剤の自動注入設備等を用いて消毒を行い、その設備を適正に管理しているか。	適・不適・非該当	
4		末端給水栓水で残留塩素を1週間に1回以上測定しているか。	適・不適・非該当	
5		末端給水栓水で遊離残留塩素濃度を0.1mg/L以上に保持されているか。	適・不適・非該当	
6		給水栓水の水質検査を1年に1回以上行っているか。 (検査項目)ア 一般項目 イ 全項目 ウ トリクロロエチレン等 (検査結果) 適・不適(不適項目 _____)	適・不適	
7		施設を初めて使用するときは、水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認しているか。	適・不適	
8	水槽清掃	水槽を有する場合は、1年に1回以上、定期的に清掃を行っているか。 (最近の清掃年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)	適・不適・非該当	
9		水槽の清掃を自ら実施している場合は、適正に行われているか。	適・不適・非該当	
10		水槽清掃を委託している場合は、その委託先 (清掃業者名 _____ : 知事登録 有・無)		
11	帳簿書類等	帳簿書類及び記録等を整理・保存しているか。	適・不適	
12	その他	ろ過装置を用いて浄化しているか。	適・不適	
13		未消毒の場合は、井戸水が微生物等に汚染されるおそれがあるので、煮沸して飲用しているか。	適・不適・非該当	
14		給水栓の水に色、濁り、臭い、味その他異常が発生したときは、速やかに保健所へ連絡しているか。	適・不適・非該当	

2 水質検査に関する項目(給水栓水)

15 色	16 濁り	17 臭い	18 味	19 遊離残留塩素濃度	
異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	異常(無・有)	mg/L	

3 指示事項等

指 示 事 項	改 善 状 況

様式第4号

水道施設・水質改善計画書

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所

届出者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称、代表者の氏名)

水道施設及び水質の維持管理に係る検査の結果、衛生上問題があるとして指摘を受けましたが、下記のとおり改善計画を作成したので提出します。

記

- 1 対象水道施設
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 2 改善通知年月日及び番号

- 3 水道施設・水質不適項目

- 4 改善計画内容

- 5 改善完了予定日

(添付書類) 改善内容を示す図面、写真等のほか、計画日程予定表

担当課処理欄

	専用水道	飲料水供給施設	整理番号
	簡易専用水道	井戸等自己水施設	

様式第5号

水道施設・水質改善完了届

年 月 日

尾張旭市長 殿

住所
届出者
氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称、代表者の氏名)

年 月 日付けで提出しました水道施設・水質改善計画書に基づき、下記のとおり改善しましたので届け出ます。

記

- 1 対象水道施設
 - (1) 名称
 - (2) 所在地
- 2 水道施設・水質不適項目

- 3 改善方法

- 4 改善完了日

- (添付書類)
- 1 改善経過表
 - 2 水質不適の場合は、不適項目に係る水質検査成績書

担当課処理欄

	専用水道	飲料水供給施設	整理番号
	簡易専用水道	井戸等自己水施設	

様式第6号

断 減 水 発 生 報 告 書(濁水・自然災害)

尾張旭市長

殿

住所
 設置者 氏名
 連絡先
 (法人にあつては、主たる事務所の
 所在地及び名称、代表者の氏名)
 業務委託の有無 有 ・ 無

第 回 報告
年 月 日 午前 時点
午後

- ※ 状況に変化があつた場合、随時報告すること。
- ※ 発生日翌日以降は毎日午前10：00時点の状況を報告すること。

(1)断減水の概況

専用水道名称	
断減水の概況	被害発生時刻 月 日 :
主要水源の状況	給水制限(開始) 月 日 :
応急対策等の概況	給水制限(終了) 月 日 :
	復旧完了時刻 月 日 :

(2)断減水の対応及び影響数

現在給水人口(人)	
影響世帯数(世帯)	
影響人口(人)	

断 減 水 状 況	減水	
	断水	
断 水 等 の 影 響	戸数	
	人口	
応急・復旧対策状況		
復 旧 の 状 況	戸数	
	人口	
未 復 旧 の 状 況	戸数	
	人口	
備 考		

様式第7号

断 減 水 発 生 報 告 書(その他事故)

尾張旭市長

殿

住所

設置者 氏名

連絡先

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称、代表者の氏名)

業務委託の有無 有 ・ 無

第 回 報告
年 月 日 午前 時点
午後

- ※ 状況に変化があつた場合、随時報告すること。
- ※ 発生日翌日以降は毎日午前10：00時点の状況を報告すること。

専用水道名称	
発生日時	月 日 :
事故施設名	
事故箇所(図面添付)	
事故概要	
事故原因	
被害状況(概況)	
①断水戸数(人数)	
②濁水戸数(人数)	
③その他被害	
応急対策の概況	
復旧状況	
関係機関との連絡	
今後の対策	
備考	

様式第8号

水 質 事 故 発 生 状 況 報 告 書

尾張旭市長

殿

住所
設置者 氏名
連絡先

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称、代表者の氏名)

業務委託の有無 有 ・ 無

第 回 報告
年 月 日 午前 時点
午後

※ 状況に変化があつた場合、随時報告すること。

※ 発生日翌日以降は毎日午前10：00時点の状況を報告すること。

専用水道名称		
水源及び取水口の所在地(図面添付)		
水質異常が生じた飲料水の種類	井戸水 ・ 自己水道水 ・ 市水道水	
発生日時	月 日 :	
給水人口		
被害状況	人数	
	地域	
	症状	
水質の異常の状況(原因であると推定される物質、微生物等の種類及びその濃度)		
浄水処理方法		
原因物質等の排出源及び所在場所(工場・事業所、車両等)		
備考		

様式第1号

様式第2号

様式第3号

様式第4号

様式第5号

様式第6号

様式第7号

様式第8号